平成２４年（フ）第４４８号
茨城県久慈郡大子町大字頃藤4247番地
債務者　大高　武弘
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第２４２号
茨城県石岡市総社１丁目４番５号、前住所東京都渋谷区代々木５丁目57番８号　パークサイド参宮橋201
債務者　塚本　恵美
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第２６１号
茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1984番地117、前住所茨城県稲敷郡美浦村大字土屋1983番地の27
債務者　寺﨑　盛雄
1　決定年月日時　平成24年11月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２４年（フ）第３０号
富山県下新川郡入善町椚山845番地　新椚山住宅25、旧住所富山県下新川郡入善町上野1367番地
債務者　中野　栄美
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
富山地方裁判所魚津支部

平成２４年（フ）第３６７号
山梨県中巨摩郡昭和町西条431番地１　ライフ431―202号
債務者　石川　理恵
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第３８０号
山梨県南巨摩郡南部町福士2654番地１
債務者　望月美枝子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２４年（フ）第２４１号
長野県塩尻市大門93―２　プリマヴェーラＡ棟102号室、住民票上の住所長野県塩尻市大門一番町18番12号
債務者　橋詰　英夫
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
長野地方裁判所松本支部

平成２４年（フ）第４００号
岐阜市河渡２丁目51番地２　ＡＮＮＥＸ　ＧＯＤＯ―103号室
債務者　福井　　希
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２４年（フ）第７１号
岐阜県美濃加茂市加茂野町鷹之巣1906番地１　ラピュタ101号
債務者　服部　昇二
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第８８号
岐阜県美濃加茂市西町８丁目231番地１　サンファミリーＡ棟201
債務者　林田　直也
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２４年（フ）第４１６号
大津市大石東５丁目２番３号、前住所奈良県御所市大字元町10番地の68
債務者　河野　明広
1　決定年月日時　平成24年11月22日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第１５４号
滋賀県栗東市御園1028―15―304、住民票上の住所滋賀県近江八幡市堀上町159番地62
債務者　松岡ゆかり
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２４年（フ）第３５１号
奈良市生琉里町271番地
債務者　友廣　和幸
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第３８４号
奈良県生駒郡安堵町大字東安堵93番地の16
債務者　肘井　正人
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第１２６号
岡山県苫田郡鏡野町寺和田990番地
債務者　小林　妙子
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１０５９号
広島県山県郡北広島町今田2180番地４
債務者　今野陽二郎
1　決定年月日時　平成24年11月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月21日まで
広島地方裁判所民事第４部